

倉吉市職員職名規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 26 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第21号

倉吉市職員職名規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(倉吉市職員職名規則の一部改正)

第 1 条 倉吉市職員職名規則（昭和41年倉吉市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の職) 第 2 条 職員の職は、次に掲げるとおりとする。 部長、参事、次長、防災調整監、会計管理者、検査専門監、課長、所長、局長、主査、園長、室長、課長補佐、所長補佐、局長補佐、企画員、主計員、副園長、検査専門員、保育指導主事、<u>統括支援員</u>、係長、主幹、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、主任、主任技師、主任保育士、主任児童指導員、主任保健師、主任看護師、主任社会福祉主事、主任学芸員、主事、技師、保育士、児童指導員、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、社会福祉主事、学芸員、人権文化センター指導員、運転士、交換士、ボイラー技士、建築主事、建築監視員、安全管理者、衛生管理者、出納員、分任出納員、安全運転管理者、副安全運転管理者、作業管理員、固定資産評価補助員、統計主事、自動車整備管理者、運転手、交換手、ボイラー技手、調理員、土木工手、看守人、衛生員	(職員の職) 第 2 条 職員の職は、次に掲げるとおりとする。 部長、参事、次長、防災調整監、会計管理者、検査専門監、課長、所長、局長、主査、園長、室長、課長補佐、所長補佐、局長補佐、企画員、主計員、副園長、検査専門員、保育指導主事、係長、主幹、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、主任、主任技師、主任保育士、主任児童指導員、主任保健師、主任看護師、主任社会福祉主事、主任学芸員、主事、技師、保育士、児童指導員、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、社会福祉主事、学芸員、人権文化センター指導員、運転士、交換士、ボイラー技士、建築主事、建築監視員、安全管理者、衛生管理者、出納員、分任出納員、安全運転管理者、副安全運転管理者、作業管理員、固定資産評価補助員、統計主事、自動車整備管理者、運転手、交換手、ボイラー技手、調理員、土木工手、看守人、衛生員

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の職務の級の分類に関する規則（昭和51年倉吉市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表（第 2 条関係）									別表（第 2 条関係）								
行政職給料表級別職務分類表									行政職給料表級別職務分類表								
職務 の級 組織	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職務 の級 組織	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
市長 の事 務部 局	略	略	略	係長 主幹 企画 員	室長 課長 補佐 所長 補佐	略	略	略	市長 の事 務部 局	略	略	略	係長 主幹 企画 員	室長 課長 補佐 所長 補佐	略	略	略

				主計 員 検査 専門 員 査察 指導 員 身体 障害 者福 祉司 知的 障害 者福 祉司 老人 福祉 指導 主事 統括 支援 員	企画 員 主計 員 園長 副園 長 検査 専門 員 保育 指導 主事 査察 指導 員 統括 支援 員				
略									

				主計 員 検査 専門 員 査察 指導 員 身体 障害 者福 祉司 知的 障害 者福 祉司 老人 福祉 指導 主事	企画 員 主計 員 園長 副園 長 検査 専門 員 保育 指導 主事 査察 指導 員				
略									

附 則
この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。